

葛飾区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を公布する。

平成26年10月17日

葛飾区長

葛飾区条例第23号

葛飾区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準)

第3条 法第34条の16第1項の規定により条例で定める基準は、次条に規定するものを除き、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の規定の例による。

(保育所型事業所内保育事業所の乳児室の面積)

第4条 保育所型事業所内保育事業（利用定員が20人以上の事業所内保育事業をいう。）を行う事業所の乳児室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3平方メートル以上とするものとする。

付 則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的

な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。